

資格の大原

2011(平成23)年 行政書士試験 試験分析

1 合格基準・配点

次の全てを満たした場合とされています。

- ① 行政書士の業務に関し必要な法令等科目の得点が、満点の50%以上である者
- ② 行政書士の業務に関連する一般知識等科目の得点が、満点の40%以上である者
- ③ 試験全体の得点が、満点の60%以上である者

今年の配点は、次の通り、昨年と同様と予想されます。

法令等択一式（5肢択一式）	1問につき4点	40問×4点=160点満点	
法令等択一式（多肢選択式）	1問につき8点	空欄（ア～エ）1つにつき2点	3問×8点=24点満点
法令等記述式	1問につき20点	3問×20点=60点満点	
法令等計		244点満点	
一般知識等	1問につき4点	14問×4点=56点満点	

よって、次の全てを満たすことが必要と予想されます。

- ① 法令等 122点以上
- ② 一般知識等 24点以上
- ③ 全体 180点以上

なお、「合格基準については、問題の難易度を評価し、補正的措置を加えることもあります」とされていますが、現時点で補正的措置の有無は不明です。

2 試験分析

資格の大原で実施している合格診断サービスの第1次分析結果です（有効回答数は441名）。

なお、このデータは、当校の予想する解答に基づくものです。

また、利用者に試験の出来がよかった方が多いので点数が高めに出る傾向にあることから、これらのデータは、例年のデータと比較するための目安にすぎないことをあらかじめご承知おきください。

	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
法令等（記述式除く）	97.5点	108.4点	111.3点	106.2点	118.2点
一般知識等	31.0点	29.3点	36.5点	29.2点	31.4点
全体（記述式除く）	128.6点	137.7点	147.8点	135.4点	149.6点
本試験の実際の合格率	?	6.60%	9.05%	6.47%	8.64%

(1) 法令択一式 (5肢択一式) 正解率

問題番号	科目	出題内容	正解率	難易度
問題1	基礎法学	わが国の法律	68.5%	B
問題2	基礎法学	わが国の裁判制度	20.2%	D
問題3	憲法	プライバシーに関する判例	25.9%	D
問題4	憲法	外国人の人権	62.6%	B
問題5	憲法	表現の自由	37.9%	D
問題6	憲法	全国民の代表	71.7%	B
問題7	憲法	衆議院議員選挙の効力	79.6%	B
問題8	行政法通則	行政の実効性確保の手段	49.7%	C
問題9	行政法通則	行政立法	36.1%	D
問題10	行政法通則	行政裁量	55.3%	C
問題11	行政手続法	総合	69.6%	B
問題12	行政手続法	総合	85.5%	A
問題13	行政手続法	行政手続法の定める用語の定義	56.7%	C
問題14	行政不服審査法	総合	59.9%	C
問題15	行政不服審査法	「処分があったことを知った日」の解釈	58.5%	C
問題16	行政事件訴訟法	土地収用裁決に関する訴訟	48.3%	C
問題17	行政事件訴訟法	執行停止についての内閣総理大臣の異議	67.1%	B
問題18	行政事件訴訟法	実質的当事者訴訟	21.1%	D
問題19	国家賠償法	営造物責任 (国家賠償法2条)	60.3%	B
問題20	国家賠償法	国会賠償法1条1項の責任の主体	88.0%	A
問題21	地方自治法	住民訴訟	42.6%	C
問題22	地方自治法	普通地方公共団体の執行機関	57.6%	C
問題23	地方自治法	公の施設の指定管理者	46.0%	C
問題24	行政法通則	公物	67.8%	B
問題25	行政法通則	公務員に対する国の損害賠償責任	45.6%	C
問題26	行政法通則	道路をめぐる裁判	47.6%	C
問題27	民法	無効又は取消し	37.9%	D
問題28	民法	時効等	42.0%	C
問題29	民法	即時取得	47.2%	C
問題30	民法	法定地上権	30.6%	D
問題31	民法	連帯債務及び連帯保証	54.9%	C
問題32	民法	契約類型に応じた契約解除の相違	69.2%	B
問題33	民法	委任と事務管理	39.9%	D
問題34	民法	請負	62.8%	B
問題35	民法	後見及び扶養	44.2%	C
問題36	商法	商号	76.9%	B
問題37	会社法	創立總會	24.5%	D
問題38	会社法	株式取得	22.9%	D
問題39	会社法	取締役	34.0%	D
問題40	会社法	剰余金の配当	23.4%	D

※ 難易度は、正解率によって次の通り区分しています。

- A 100～80%
- B 79～60%
- C 59～40%
- D 39～20%
- E 19～0%

① 基礎法学

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 2	B 2	A 1 D 1	C 2	B 1 D 1

基礎法学は、例年と比較して低い数字です。ただし、1問は正解が見込めるという意味では、実質的には昨年よりも易しいといえます。

問題1は、正解可能と思われます(1問)。

② 憲法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 2 B 2 C 1	B 1 C 3 E 1	A 2 B 2 E 1	A 1 B 4	B 3 D 2

憲法は、例年と比較して低い数字です。

問題4・5・7は、正解可能と思われます。できれば問題6も正解したいところです(3～4問)。

③ 行政法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 2 B11 C 4 D 2	A 1 B 7 C 9 D 2	A 4 B 7 C 4 D 4	A 3 B 8 C 6 D 2	A 2 B 4 C11 D 2

行政法は、例年と比較して低い数字です。2007(平成19)年以降では最も難しかったといえます。

問題8、11～14、17、19、22、25は、正解可能と思われます。できれば問題21も正解したいところです(9～10問)。

④ 民法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 2 B 2 C 3 D 2	A 2 B 5 C 2	A 1 B 2 C 3 D 3	A 2 B 2 C 2 D 3	B 2 C 4 D 3

民法は、例年より低い数字です。問題の内容を考えると昨年より高い数字を予想していましたが、思ったよりできていないようです。

問題29～34は、正解可能と思われます。できれば問題27、35も正解したいところです(6～8問)。

⑤ 商法・会社法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	B 1 C 2 D 2	B 1 C 1 D 2 E 1	C 3 D 2	C 3 D 2	B 1 D 4

商法・会社法は、例年より低い数字です。2007(平成19)年以降では最も難しかったといえます。

問題36、38、40は、正解可能と思われます(3問)。

⑥ 総括

5肢択一式については、ほぼすべての科目で低い数字がでていることから、全体の平均点も低くなっています。

今年は、出題数が多く、得点源と位置付けられている行政法が難化していることから、比較的とりやすい問題がある民法や会社法でどれだけ得点できるかが決め手になるのではないのでしょうか。

21～26問は正解可能です(84～104点)。

(2) 法令択一式 (多肢選択式) 正解率

問題番号	科目	出題内容	正解率	難易度
問題41ア	憲法	集会の自由 パブリック・フォーラム論	90.9%	A
問題41イ	憲法	集会の自由 パブリック・フォーラム論	90.7%	A
問題41ウ	憲法	集会の自由 パブリック・フォーラム論	72.8%	B
問題41エ	憲法	集会の自由 パブリック・フォーラム論	29.0%	D
問題42ア	行政法通則	課税処分と信義則の適用	51.9%	C
問題42イ	行政法通則	課税処分と信義則の適用	75.1%	B
問題42ウ	行政法通則	課税処分と信義則の適用	79.6%	B
問題42エ	行政法通則	課税処分と信義則の適用	35.4%	D
問題43ア	行政事件訴訟法	不作為の救済	64.6%	B
問題43イ	行政事件訴訟法	不作為の救済	88.9%	A
問題43ウ	行政事件訴訟法	不作為の救済	44.2%	C
問題43エ	行政事件訴訟法	不作為の救済	73.2%	B

① 憲法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 3 B 1	A 2 C 1 D 1	A 3 B 1	A 4	A 2 B 1 D 1

② 行政法

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A 1 B 3 C 4	A 3 B 2 C 2 E 1	A 2 B 4 C 1 D 1	A 1 C 2 D 2 E 3	A 1 B 4 C 2 D 1

③ 総括

多肢選択式は、例年どおりの数字です。

問題42ア・イ、問題43ア・イ・ウ・エは正解可能です。できれば問題41ア・イ・ウ、問題42ウ・エも正解したいところです (14~22点)。

(3) 法令記述式

後述する記述式解説参照。

(4) 一般知識 正解率

問題番号	科目	出題内容	正解率	難易度
問題47	政治・経済・社会	各国の政治体制	54.6%	C
問題48	政治・経済・社会	日本の地方自治	84.4%	A
問題49	政治・経済・社会	日本銀行	41.3%	C
問題50	政治・経済・社会	貿易自由化	57.1%	C
問題51	政治・経済・社会	租税及び社会保障制度	47.6%	C
問題52	政治・経済・社会	日本の土地	55.6%	C
問題53	政治・経済・社会	公害・環境対策	49.4%	C
問題54	情報通信・個人情報保護	個人情報保護法	87.3%	A
問題55	情報通信・個人情報保護	情報公開法及び行政機関個人情報保護法	52.4%	C
問題56	情報通信・個人情報保護	消費者保護と個人情報保護	19.5%	E
問題57	情報通信・個人情報保護	用語	59.9%	C
問題58	文章理解	その他	51.2%	C
問題59	文章理解	要旨把握問題	70.1%	B
問題60	文章理解	空欄補充問題	65.5%	B

① 政治・経済・社会

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A1 B1 C1 D3	B1 C4 D1	A1 B1 C3 D2	B2 C3 D1 E1	A1 C6

※2007～2008年は6問、2009～2011年は7問の出題。

政治・経済・社会は、例年どおりの数字です。

問題48、53は正解可能です。できれば問題47も正解したいところです(2～3問)。

② 情報通信・個人情報保護

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A2 C1 D1 E1	B1 D4	A2 B1 C1	B2 D2	A1 C2 E1

※2006～2008年は5問、2009～2011年は4問の出題。

情報通信・個人情報保護は、例年どおりの数字です。

問題54、55、57は正解可能です。できれば問題56も正解したいところです(3～4問)。

③ 文章理解

	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)
難易度	A1 B1 D1	A2 B1	A3	B2 C1	B2 C1

文章理解は、例年より低い数字です。

問題59、60は正解可能です。できれば問題58も正解したいところです(2～3問)。

④ 総括

政治・経済・社会は、例年どおり細かい論点が問われる問題が多く、得点源とすることは難しいでしょう。ただ、問題48のように、地方自治法の知識で判断できる問題もありますし、問題53のように、選択肢のいくつかは過去問の知識で判断できる問題もあります。このような問題を確実に正解すべきです。

情報通信・個人情報保護は、問題55は、久しぶりに情報公開法が問われました。法令ではなく、一般知識での出題ですが、今後はどちらでも出題可能性があるだけに、準備しておく必要があります。

文章理解は、例年より数字が低めですが、今年もBランクが2問ありますので、正解率が高い問題を確実に得点できるように準備しておく必要があります。

7～10問は正解可能です (28～40点)。

記述抜きで正解できそうな問題で126～166点と考えると、記述式で14～54点得点する必要があることとなります。

3 記述式解説

(1) 問題44

(問題)

以下に引用する消防法29条1項による消防吏員・消防団員の活動（「破壊消防」と呼ばれることがある）は、行政法学上のある行為形式（行為類型）に属するものと解されている。その行為形式は、どのような名称と呼ばれ、どのような内容のものと説明されているか。40字程度で記述しなさい。

消防法29条1項

消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

(解説)

1. 「どのような名称で呼ばれるか」について

行政権自身による実力の行使により、将来にわたり行政上必要な状態を実現する作用を「行政強制」といい、行政強制は、義務の不履行を前提とする「行政上の強制執行」と、義務の不履行を前提としない「行政上の即時強制」に分類されます。

設問の消防法29条1項による破壊消防は、緊急性が高いことから義務の不履行を前提としておらず、「即時強制」にあたります。

よって、「即時強制」が妥当です。

2. 「どのような内容のものと説明されているか」について

「義務の不履行を前提としないこと」「直接に人の身体又は財産に実力を加えること」がポイントとなります。

(2) 問題45

(問題)

Aの抵当権（登記済み）が存する甲土地をその所有者Bから買い受け、甲土地の所有権移転登記を済ませたCは、同抵当権を消滅させたいと思っている。抵当権が消滅する場合としては、被担保債権または抵当権の消滅時効のほかに、Cが、Bの債権者である抵当権者Aに対し被担保債権額の全部をBのために弁済することが考えられるが、そのほかに、抵当権が消滅する場合を二つ、40字程度で記述しなさい。

(解説)

1. 抵当権が消滅する場合

- ① 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する（民法378条）。
- ② 抵当不動産の第三取得者は、第三百八十三条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる（民法379条）。

登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵当権は、消滅する（民法386条）。

抵当権が消滅する場合としては、次のものがあります。

- ① 物権一般に共通のもの（例：混同、放棄）。
- ② 担保物権に共通のもの（例：弁済、被担保債権の消滅時効）。
- ③ 抵当権に特有のもの（例：代価弁済、抵当権消滅請求）。

また、時効に関する特則として、抵当権の消滅時効（民法396条）、抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅（民法397条）が定められています。

設問の場合、第三取得者Cは、抵当権を消滅させるために、抵当権者Aの請求に応じてAに甲土地の代価を弁済すること（代価弁済）、又は抵当権消滅請求をすることが考えられます。

(3) 問題46

(問題)

作家Yに雇用されている秘書Aは、Y名義で5万円以下のYの日用品を購入する権限しか付与されていなかったが、Yに無断でXからYのために50万円相当の事務機器を購入した。しかし、Xは、Aに事務機器を購入する権限があるものと信じて取引をし、Yに代金の支払いを請求したところ、Yはその支払いを拒絶した。このようなYの支払い拒絶を不当と考えたXは、Yに対して、支払いの請求、およびそれに代わる請求について検討した。この場合において、Xは、どのような根拠に基づき、いかなる請求をすればよいか。「Xは、Yに対して、」に続けて、考えられる請求内容を二つ、40字程度で記述しなさい。

(解説)

1. 権限外の行為の表見代理

前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する（民法110条）。

権限外の行為の表見代理が成立するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 基本代理権があること。
- ② 権限外の行為があること。
- ③ 相手方に正当な理由があること（善意無過失であること）。

設問の場合、①・②の要件を満たすと考えられるため、相手方Xが無権代理人Aに事務機器を購入する権限があるものと信じるにつき正当な理由があるときは、権限外の行為の表見代理が成立し、本人Yは代金の支払いを拒むことができません。

よって、Xは、Yに対して、権限外の行為の表見代理に基づき、代金の支払いを請求することが考えられます。

2. 使用者責任

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない（民法715条）。

使用者責任が成立するには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 加害者の行為が民法709条（一般の不法行為）の要件を満たしていること。
- ② 使用関係があること。
- ③ 加害行為が事業の執行につき行われたこと。

なお、「事業の執行につき」とは、被用者の職務執行行為そのものには属しないが、その行為の外形から観察して、あたかも被用者の職務の範囲内の行為に属するものとみられる場合を含む（最判昭和40. 11. 30）。

- ④ 使用者・監督者による免責の立証がないこと。

設問の場合、①～③の要件を満たすと考えられるため、使用者Yは、監督義務を果たしたことを立証しない限り、使用者責任が成立し、被害者Xに対して、損害賠償責任を負います。

よって、Xは、Yに対して、使用者責任に基づき、損害賠償を請求することが考えられます。